

中国機の領空侵犯に対する抗議決議

日本固有の領土であり石垣市の行政区域である尖閣諸島において、中国政府が公船による領海侵犯を繰り返しているなか、今年13日、尖閣諸島の魚釣島近くの領空を中国国家海洋局の航空機1機が侵犯するという由々しき事態が発生した。

防衛省によると、海上保安庁から連絡を受け、航空自衛隊那覇基地からF15戦闘機とE2C早期警戒機を緊急発進させたが、現場に到着した時点で中国機は領空外へ出ていた。巡視船から無線で「わが国の領空を侵犯している」と呼びかけたところ、中国機は「ここは中国の領空である」と回答するなど、尖閣諸島の領有権を主張する中国が領空からもわが国への揺さぶりをエスカレートさせていることは明白で、極めて遺憾なことであり主権侵害である。

よって、本市議会は中国政府の領空、領海侵犯に対して強く抗議するとともに、このような挑発行為の即時中止を求める。

以上、決議する。

平成24年12月17日

沖縄県石垣市議会

あて先

中華人民共和国国家主席、中華人民共和国駐日本国特命全権大使